

高知県立病院医療事故公表基準

1 目的

県立病院で発生した医療事故の内容や原因、改善策等を積極的に公表することにより、社会的な説明責任を果たすとともに、病院運営と医療の透明性を高め、県民の医療に対する信頼の確保に資することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 医療事故

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過失の有無を問わない。

ア 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合

イ 患者さんが廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合

ウ 患者さんについてだけでなく、注射針の誤刺のように、医療従事者に被害が生じた場合

(2) インシデント

患者さんに被害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした経験を有する事例

具体的には、ある医療行為が、患者さんに実施されたものの、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合等を指す。

3 医療事故等のレベル

	レベル区分	医療事故の内容	障害の継続性	障害の程度
インシデント	レベル1	患者さんへの実害はなかった場合	なし	—
医療事故	レベル2	観察の強化が必要となったが、処置や治療は行わなかった場合	一過性	軽度
	レベル3 a	簡単な処置や治療を要した場合	一過性	中等度
	レベル3 b	濃厚な処置や治療を要した場合	一過性	高度
	レベル4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合	永続的	軽度～中等度
	レベル4 b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う場合	永続的	中等度～高度
	レベル5	死亡した場合	死亡	—

4 公表の基準と方法

(1) 公表基準

公表の基準については、次の表の区分による。ただし、包括的公表の事例であっても、病院長が必要と認める場合は、個別に公表する。

	障害の程度	レベル区分	過失又は過失の疑いのあり	過失なし
インシデント	—	レベル 1	包括的公表	
医療 事故	軽度	レベル 2		
	中等度	レベル 3 a		
	軽度～中等度	レベル 4 a		
	高度	レベル 3 b	個別公表	
	中等度～高度	レベル 4 b		
	—	レベル 5		

(2) 公表の方法

ア 毎年高知県議会危機管理文化厚生委員会に報告した後、公営企業局がホームページ上に掲載する。

イ アの規定に関わらず、患者さんが死亡した場合及び永続的な障害や後遺症が残った場合で個別公表を行う事例等、社会的影響を考慮し、病院長が必要と認める事例については、医療事故発生後、病院長が速やかに公表するとともに、ホームページ上にも掲載する。

5 公表の内容

公表する内容は、原則として次の項目とする。

(1) 個別公表

- ア 事故の概要（事故の発生日時、場所、状況、原因）
- イ 当該関係者の情報
- ウ 今後の対策と改善策
- エ その他、必要と思われる事項

(2) 包括的公表

- ア レベル別の事故の件数（個別公表の件数を含む）
- イ 代表的な事例の概要
- ウ 改善策
- エ その他、必要と思われる事項

6 医療事故等の月次報告

病院からの医療事故等の報告は、別紙様式 1 及び 2 により毎月行うものとする。

7 患者さん及びご家族等への配慮

(1) 個別公表にあたっては、原則として、事前に患者さん及びご家族等に十分説明を行い、同意を得たうえで行う。

ただし、公表について患者さん及びご家族の同意が得られない場合においても、県立病院としての社会的な説明責任を果たすため、以下の内容については公表するものとする。

- ア 事故の発生場所（「〇〇病院」のみ）
- イ 事故の発生日時（「年月」又は「年」のみ）
- ウ 事故の領域と結果（「〇〇に関連する事故があり、患者さんは〇〇となった」）

- (2) 公表する内容から、患者さんやご家族が特定、識別されないよう、個人情報の保護に最大限の配慮を行う。

8 警察への連絡

- 4 (2) イにより公表を行う、患者さんが死亡した場合及び永続的な障害や後遺症が残った場合の医療事故については、公表前に病院長が所轄警察署に連絡を行う。

附則

- この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
この基準は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。
この基準は、平成 21 年 6 月 18 日から適用する。
この基準は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。
この基準は、平成 29 年 5 月 16 日から適用する。
この基準は、令和 5 年 6 月 21 日から適用する。
この基準は、令和 6 年 5 月 13 日から適用する。

高知県立病院 レベル別の医療事故件数

(病院名

病院)

年 月分

	レベル区分	件数
デ ン ト イ ン シ	レベル 1	
医 療 事 故	レベル 2	
	レベル 3 a	
	レベル 3 b	
	レベル 4 a	
	レベル 4 b	
	レベル 5	

提出期限：原則として、事故発生日の属する月の翌月 20 日（20 日が休日等である場合は翌就業日）。

高知県立病院医療事故 レベル別代表的事例 _____ 年 _____ 月分

レベル【 _____ 】

(病院名: _____ 病院 _____)

	事故の概要	改善策	その他(必要と思われる事項)
1			
2			
3			
4			
5			

提出期限:原則として、事故発生日の属する月の翌月20日(20日が休日等である場合は翌就業日)。
 ただし、改善策は、事故発生日の属する月の翌月25日(25日が休日等である場合は翌就業日)とする。